

令和4年2月18日

保護者のみなさまへ

庄原市長  
(生活福祉部児童福祉課)

## 新型コロナウイルス感染症に係る児童の登所及び保育所の休所の取扱について

平素より保育所運営に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応として、市内保育所での感染を防止するため、児童の登所や保育所の休所の判断基準を下記のとおりとしています。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 1. 児童の登所について

#### (1) 児童が感染した場合

入院・自宅療養等になると想定されるため、その間は登所できません。登所開始については、保健所等の指導により決定します。

#### (2) 児童が濃厚接触者に特定された場合

登所を控え、保健所の指示に従い対応してください。

#### (3) 児童、または家族がPCR検査の対象となった場合

検査結果が出るまで、登所を控えてください。検査結果が「陰性」だった場合、保健所の指示に従い、児童の健康状態を確認の上で登所することができます。

### 2. 保育所の休所について

保育所において、児童または、職員に感染が確認された場合、広島県や保健所と協議のうえ、保育所の一部または全部を臨時休所します。

### 3. その他

(1) 登所前には健康観察カードにより、児童の健康状態を確認してください。

(2) 児童に発熱・咳などの風邪の症状がみられる場合は自宅で休養してください。発熱等が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは休養していただくようお願いします。

(3) 上記に関わらず、児童や家族の健康状態、その他不安がある場合は、発熱等がなくても登所を自粛するなどのご協力をお願いします。

(連絡先) 児童福祉課 児童福祉係  
TEL 73-1192 (内2132)